

令和7年国勢調査について

1 国勢調査の概要

(1) 沿革

大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な調査として5年ごとに実施されており、令和7年の調査は22回目にあたります。

(2) 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とします。調査結果は、選挙区の画定や議員定数の基準、福祉政策や防災対策など、行政施策での利用を始め、個人の生活設計や企業の事業計画など様々な場面において利用されています。

(3) 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）、国勢調査令（昭和55年政令第98号）及び国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）に基づきます。

(4) 調査の期日

令和7年10月1日現在で実施します。

(5) 調査の対象

調査の期日現在、日本国内に常住している全ての人及び世帯を対象とします。

本市の調査対象は、人口431,000人、世帯数210,000世帯を想定しています。

(6) 調査の方法

総務大臣が任命する国勢調査員が世帯を訪問し、調査書類（オンライン回答書類と紙調査票）を配布します。オンライン、郵送、調査員への手渡しのいずれかによりご回答いただきます。

2 今回調査の主なポイント

(1) 調査書類の配布期間

調査員が各世帯に直接お会いして説明できる機会を増やすため、調査関係書類の配布期間は土日を2回含める期間とします。

(2) 調査システムの改善

各世帯に個別に割り当てられるQRコードを読み込むことで、容易にオンライン回答ができるようになります。

3 調査票の配布および回収スケジュール

